

くまもとの花ステップアップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 景気低迷や少子高齢化によるライフスタイルの変化により花きの消費需要は低迷しており、県産花きも生産者の高齢化等による面積縮小等により生産額は減少傾向にある。

そのため、主力品目である宿根カスミソウ、トルコギキョウを経営の柱とする生産者の育成や産出額3億円を目指す品目の生産推進、また、県産花きの日持ち向上や販売促進による消費拡大対策により、県産花きの生産拡大・維持を図る必要がある。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は別表のとおりとする。

(事業実施計画承認申請、補助金交付申請及び実績報告)

第4条 次に掲げる計画書及び実績書の様式は、別記第1号様式（別表の事業内容「1. 産地生産力向上対策」）及び第2号様式（別表の事業内容「2. 販売力強化対策」）とする。

- (1) 要項第3条の事業実施計画書
- (2) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- (3) 要項第6条第2項第1号の事業計画書
- (4) 要項第8条第2項の事業変更計画書
- (5) 要項第13条第2項第1号の事業実績書

(補助金交付決定前着手)

第5条 要項第9条の規定による補助金等交付決定前着手承認申請の様式は、別記第3号様式とする。

(補助採択基準)

第6条 本事業の補助採択基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 7月11日から施行する。